

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○県税等の収納事務の委託	（税 務 課）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止	（長寿社会政策課）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	（障害福祉課）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林整備課）	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	三
○土地改良区役員就任及び退任の届出	（北部地方振興事務所）	三
○選挙管理委員会		三
○政治団体の届出		四
○政治団体の届出事項の異動届		四
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）		四
○資金管理団体の届出		四
○資金管理団体の指定取消しの届出		五

告 示

○宮城県告示第四百六十一号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、県税等の収納事務を平成二十三年三月二十九日次のとおり委託した。
平成二十三年六月十七日

一 委託した税目

- 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目
個人の事業税
不動産取得税
自動車税
鉾区税

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の税目

税目

法人の県民税
県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割
法人の事業税（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定により法人の事業税の例によることとされる地方法人特別税を含む。）
県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

産業廃棄物税

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税

地方税法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百十号）附則第八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる料理飲食等消費税

二 委託の相手方

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコマート

茨城県土浦市小松二丁目十三番一号 株式会社ココストアイースト

群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン

東京都千代田区若本町三丁目十番一号 株式会社デイリーヤマザキ

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社

東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローブズチェーン株式会社

東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマート
 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ
 愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 株式会社ココストア
 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十三番一十号 株式会社セディナ
 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス
 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ

三 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 料理寺子屋 一滴

二 代表者の氏名 佐藤 信

三 主たる事務所の所在地 岩沼市竹の里二丁目二番地の十

四 定款に記載された目的 この法人は、料理寺子屋 一滴は五つの目的から成る。

(1) 飲食求道（おんじきぐどう）を通して、社会人として礼儀を重んじ、自己確立を目的とする。

(2) 若い技能者（調理師）を対象に、伝統ある日本料理の五法を伝承し、衛生・技術の向上に寄与する。

(3) 四季の感性を主に、広汎な献立と応用を蓄えた人材育成を目的とする。

(4) 食事作法、食育の普及活動を目的とする。

(5) 上記の(1)から(4)に適する人材を、育成し、世に輩出を目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十三年五月三十日

○宮城県告示第四百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十三年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
特定非営利活動法人 ゆづあんどあい	〇四七五二〇〇八二二	居宅介護支援	特定非営利活動法人 ゆづあんどあい介護支援センター 仙台市宮城野区原町二丁目一番五十三号原町の長屋

二 指定の効力の停止の内容

平成二十三年三月に受けたサービスに係る居宅介護サービス計画費を請求する者以外の者に対する指定の効力の停止

三 停止の期間

平成二十三年五月一日から同年七月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
〇四一〇九〇〇五四	社会福祉法人臥牛三敬会	多機能型施設レインボー 多賀城市八幡三丁目六、十二、一〇七	多機能型施設レインボー 多賀城市鶴ヶ谷一丁目十三	平成二十三年四月一日

○宮城県告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六十六号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

登米都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、加美郡色麻町吉田

土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年六月十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十三年四月一日	早坂利悦	加美郡色麻町吉田字内屋敷二十四番地	理事
平成二十三年四月一日	畑中長悦	加美郡色麻町黒沢字石神北六番地二	理事
平成二十三年四月一日	太田善榮	加美郡色麻町高城字上ノ原十九番地	理事
平成二十三年四月一日	浅野勝	加美郡色麻町黒沢字寺浦五十一番地	理事
平成二十三年四月一日	早坂和夫	加美郡色麻町高城字深山三十五番地	理事
平成二十三年四月一日	永山司	加美郡色麻町志津字北原百十番地	監事
平成二十三年四月一日	早坂正俊	加美郡色麻町吉田字船橋東二十七番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十三年三月三十一日	早坂利悦	加美郡色麻町吉田字内屋敷二十四番地	理事
平成二十三年三月三十一日	畑中長悦	加美郡色麻町黒沢字石神北六番地二	理事
平成二十三年三月三十一日	太田善榮	加美郡色麻町高城字上ノ原十九番地	理事
平成二十三年三月三十一日	浅野勝	加美郡色麻町黒沢字寺浦五十一番地	理事
平成二十三年三月三十一日	早坂和夫	加美郡色麻町高城字深山三十五番地	理事
平成二十三年三月三十一日	永山司	加美郡色麻町志津字北原百十番地	監事

平成二十三年三月三十一日	早坂正俊	加美郡色麻町吉田字船橋東二十七番地
		監事

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十三年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

政治結社真志會	赤間 昌弘	赤間 昌弘	仙台市若林区荒井字矢取五三・三	平成二十三年五月六日
---------	-------	-------	-----------------	------------

○宮選管告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十三年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
---------	------	---	---	-------

安部周治後援会	代表者の氏名	安部 周治	安部川利弘	平成二十三年五月二日
---------	--------	-------	-------	------------

伊藤淳後援会（120%の会）	代表者の氏名	中鉢 茂	長菅我部紘	平成二十三年五月二十四日
----------------	--------	------	-------	--------------

熊谷経済懇話会	会計責任者の氏名	熊谷 守広	高橋 文武	平成二十三年五月十一日
---------	----------	-------	-------	-------------

熊谷よしお後援会	代表者の氏名	松村 守	野田 二郎	平成二十三年五月十一日
----------	--------	------	-------	-------------

下山ひろつぐ後援会	代表者の氏名	下山 博嗣	小齋千代男	平成二十三年五月十九日
-----------	--------	-------	-------	-------------

東海林京子後援会	代表者の氏名	安部 靖彦	小野 正夫	平成二十三年五月十二日
----------	--------	-------	-------	-------------

○宮選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十三年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

誠友会	阿部 五一	平成二十二年十二月三十一日
-----	-------	---------------

○宮選管告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の届出（単位：円）

(選挙運動団体)

選挙運動団体の届出をした者の氏名	阿部 五一
------------------	-------

選挙運動団体の届出に係る公職の種類	多賀城市議会議員
-------------------	----------

届出年月日	23.5.19 (22.12.31解散)
-------	----------------------

収入総額	0
------	---

支出総額	0
------	---

収支差額	0
------	---

○宮選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があつた。

平成二十三年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
------------------	-------	-----------	------------	--------	-------

安部 周治	涌谷町長	安部周治後援会	遠田郡涌谷町涌谷字見龍寺浦二	安部 周治	平成二十三年五月二日
-------	------	---------	----------------	-------	------------

○宮選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があつた。

平成二十三年六月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日
-----------	-------	-----------	------------	--------	---------------------

阿部 五一	多賀城市議会議員	誠友会	多賀城市高橋一、一六・二七	阿部 五一	平成二十三年五月十九日
-------	----------	-----	---------------	-------	-------------